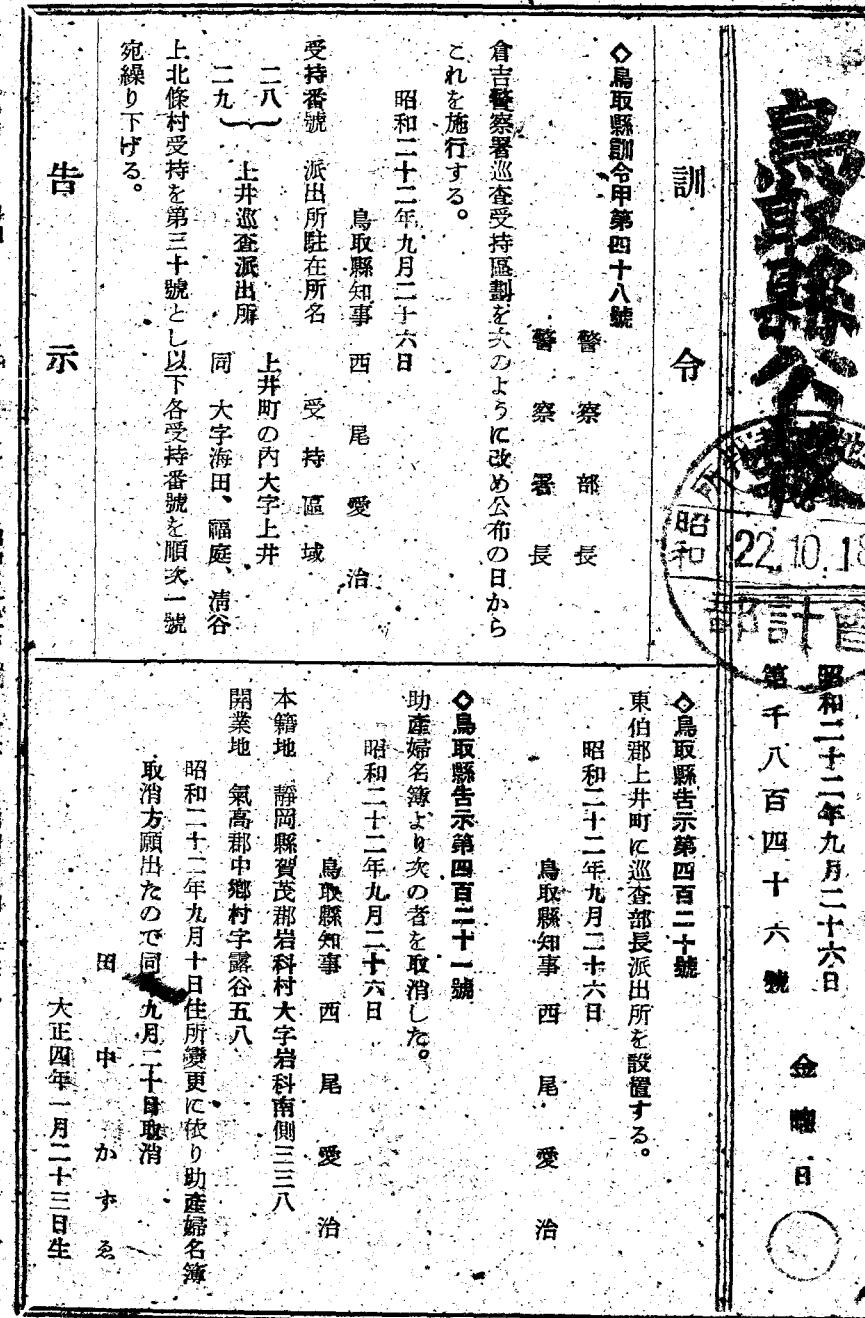


告

示

大正四年一月二十三日生



◆鳥取縣告示第四百二十二號

九月十七日執行の鳥取縣食糧調整委員會委員選舉に次の者が當選した。

昭和二十二年九月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住 所

鳥取市富安二五番地 有・本 健太郎

米子市灘町三丁目一一九番地 馬 淵 秋 男

同 卯垣二番地 足 座 角 啓 一

鳥取縣岩美郡岩井町大字宇治六五八番地小 谷 久 雄

同 車尾二六一番地 千代 尾 泰章

八頭郡國英村笠口七〇三番地 佐 藤 長 男

同 智頭町大字坂原一八四番地 國 岡 靜 雄

同 氣高郡松保村大字里仁二九番地次 一番屋敷 森 木 武 夫

同 東伯郡西鄉村大字伊木 福 井 善 寿

同 由良町大字大谷 梅 津 善 寿

同 西伯郡成寶村大字石井七八三番地 齊 木 光 昌
同 宇田川村大字福岡一〇五三番地松 原 鹿 藏
同 日野郡鷲口町大字金屋谷一〇一〇番地 橋 上 千 松 江 正 一

◆鳥取縣告示第四百二十三號

物價統制令第四條の規定によつて、鮮魚介類の販賣價格の統制額を次のよう指定し、昭和二十二年六月鳥取縣告示第二百三十六號(販賣價格適用地域指定の件)はこれを廢止する。

昭和二十二年九月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(1) 丸

販賣價格の統制額

甲 地域 乙 地域 丙 地域 甲 地域 乙 地域 丙 地域

一級 まだい、ちだい(はなだい)、れんごだい、さわら、すずき、ぶり、ひらまさ(ひらす)めばち、かんばち(あ、かばな)きはだ、まぐろ(九月十五月)まながつお、まかじき、しろかわかじき、くろかわかじき

九三圓二〇 一〇五圓八〇 一〇七圓九〇

二級 しまあじ、しらう、ひらめ、あまだい、さけ、いとより、びんなが、まがつお

三級 また、きじはた(あこ又はほしはた)めいちだい、たまみ(くちみだい)めかじき、はも(五月十)き

す、さより、にべ、ほうぼう、ほんます(さくらます)おひよう、もんこういか、あおいいか

八四、〇〇 九六、〇〇 九八、〇〇 九、五〇 一一、六〇 一一、四〇

四級 からふとます、きぐろ(六月一八月)ほしがれい(へいじがれい)くろだい、やえどい(いせき)しまだい

(いしだい)いしがきだい、こしようだい、へだし、こうだい、めだい、あら(ほた)くえ、むつ、はも(十一

一月一四月)はしようかじき、鯨正肉(歯、尾羽皮及び百尋を含み煮熟したもの)はりいか、まいが

(すみいか又はこういか)ひしほいか

六五、六〇 七六、四〇 七八、二〇 七、六〇 九、〇〇 九、三〇

五級 いぼたい、あおだい、ひめだい(おこ又はほんすびき)はまだい(あなが父はあかちびき)がます類、ほら

きんめだい、いさき、めいたがれい、まつかがれい、いしがれい、まごがれい(あまでがれい)やなぎむしかれい(さゝがれい)むじがれい(みすがれい)その他のさわら、まだこ、いいだと、やりいか、けなさきいか(あかい)魚卵

六級 したびらめ、あなご、こちあいなめ（あぶらめ又はあぶらこ）あにあこせ、
六一、〇〇 七、五〇 七三、一〇 七、一〇 八、五〇 八、七〇

さんま（九月—十二月）ぐち（いしもち）えそ、めぬけ（さんごめぬけ、ばらめぬけ又はこうじんめぬけを含む）しら

七級 かわはき。 五、一〇。 六一、八〇。 六二、七〇。 六三、四〇。 六四、一〇。 七、五〇。 七、七〇。
事のミソ。 のどぐろ(五寸以上のもの)さば大(三〇匁以上のもの)そらだがづお(めじか、うずわ、いわお)

まがうお（やいと）まがれい、くろがしらがれい、なめたがれい、とびうお、このしろ、あごうだい、まとう
だい、かがみだい、あいご、ひめじ、たかさご、もうかさめ（ねすみさめ）かながしら、たちうお、めごち、
その他のごち、その他のあなご、まつこうくじら正肉、するめいか

四、一〇 四、一〇 四、一〇
五、四〇 五、六〇 五、六〇

二天、六〇、三七、一〇、三八、六〇、三、七〇、四、八〇、五、〇〇

卷之三

卷之三

十級 ししやもさんま(一月十八月)さんのじめじな(くろうお)あかえいすすけとうだら、その他のかははき、

その他のがれい類
くるが、鯨の内臓

がなご（一寸五分以上のもぐ）わらすか（はげわらすかを除く）こまい、せじめ、あぶらきぬ。よしきりさあ
さめ。買以上のもの。その他のおこせ。その他の梅點穴、海産性あみ

十二級 こうじん、しろえい、かすべ、あぶらがれい、さめがれい、白子
一九、六〇 二七、四〇 二八、七〇 二九、八〇 三、八〇 四、一〇〇
三、一〇〇 三、一〇〇

一五〇 一五〇 一五〇 一五〇 一五〇 一五〇 一五〇

この統制額中しろかねがじき、くろかねかじき、めかじき、ばしようかじき。また、きはだ及びめは
ちにについては丸の統制額は、一尾五貫以上のは、内臓及びえらを除いたもの、統制額で一尾五貫未満のもの
は、内臓えらつきのもの、統制額、一尾五貫以上のもの、内臓及びえらつきのもの、統制額はこの表の統制額の一
割五分下げる。内臓を除きえらのついたもの、統制額はこの表の統制額の一割下げるとする。

この統制額は、内臓を除いたもの、統制額で内臓つきのもの、統制額は、この表の統制額の一割五分下げとする。
この統制額中いるが及びその他の海獸については丸の統制額は、内臓を除いたもの、統制額で、内臓つきのもの、
統制額はこの表の統制額の二割下げとする。
まだら、すけとうだら及びこまいの無頭のもの、統制額は、その品種の丸の統制額の五割下げとする。

(四) なまり及びゆでもの

かつお及びひんがのなまり二〇一、六〇、二三〇、四〇、二三五、二〇、二二、八〇、二四、九〇、二五、四〇
さば及びそだがつおのな 一一三、六〇、一三八、四〇、一四二、六〇、一三、二〇、一四、九〇、二五、四〇
まり

まだこのゆでもの 一一六、五〇、一三六、六〇、一三九、九〇、一二、六〇、一四、七〇、一五、一〇
みかだこてながだこ及び 九三、五〇、一七、九〇、一三二、〇〇、一〇、一〇、一二、七〇、一三、一〇
北海道産まだこのゆでもの

(四) 貝類

かきのむきみ(十一月十四) 一五一、二〇、一七三、〇〇、一七六、五〇、一七、六〇、二〇、〇〇、一〇、四〇
月、ゆでむきみを含む

同(五月一十月同) 一八一、〇〇、九五、二〇、九七、六〇、九、八〇、一、四〇、一、二、五〇
ほたてがいのからつき

同 一八、一〇、二二、六〇、二三、三〇、二、六〇、三、一〇、三、三〇
むきみ

同 六五、二〇、一七三、九〇、七五、四〇、七、八〇、八、八〇、九、九〇、一、二、五〇
とりがいの同 ゆでむきみ 八九、一〇、一〇〇、三〇、一〇、一〇、一〇、三〇、一、一、八〇
みるがいのからつき

あかがいの同 八九、二〇、九三、六〇、九四、三〇、九、九〇、一、二、五〇
とこぶしの同 三九、五〇、四五、九〇、四七、〇〇、五、二〇、五五、九〇、六、〇〇
同 むきみ(むでむきみを含む) 六〇、八〇、六九、三〇、七〇、七〇、七〇、四〇、八、三〇、八、五〇

はまぐりのからつき、さき 一一一、五〇、一六、三〇、一七、〇〇、一、八〇、二、一〇、二、三〇
えのからつき 一〇、一〇、一〇〇、三〇、一〇、二〇、一〇、二〇、一、一、五〇、一、一、八〇
はまぐりのむきみ

あさりのからつき 同 むきみ 六、七〇、一〇、一〇、一〇、七〇、一、〇〇、一、四〇、一、六〇
むきみ

同 ゆでむきみ 六三、七〇、七三、三〇、七三、八〇、七、七〇、八、六〇、八、八〇
ばつかがい(ああやぎ)のか らつき 一〇五、〇〇、一一七、四〇、一一九、五〇、一一、〇〇、三三、四〇、一、三、七〇
むきみ

同 ゆでむきみ 六〇、五〇、六九、一〇、七〇、六〇、七一、四〇、八、二〇、八、四〇
もがい(さるぼう、こあか がい)のかつき 同 むきみ 一〇五、〇〇、一一七、四〇、一一九、五〇、一一、〇〇、三三、四〇、一、五、一〇
むきみ

同 ゆでむきみ 五〇、九〇、五八、四〇、五九、六〇、六、四〇、七、四〇、七、六〇
しよふきのからつき 同 むきみ 五八、二〇、五六、四〇、五六、四〇、六、一〇、大、九〇、七、一〇
たいらがいのからつき 同 むきみ 八八、〇〇、九八、八〇、一〇〇、六〇、一〇、一〇、一、四〇、一、一、六〇
柱 同 むきみ 七三、六〇、八三、二〇、八四、八〇、八、八〇、九、九〇、一〇、一〇
同 むきみ 四八、〇〇、五五、二〇、五六、四〇、五六、四〇、六、一〇、大、九〇、七、一〇
同 ゆでむきみ 三九、五〇、四五、九〇、四七、〇〇、五、〇〇、五、八〇、六、〇〇
同 むきみ 五三、八〇、六一、四〇、六二、七〇、六、四〇、七、四〇、七、六〇
たいたがいのからつき 同 むきみ 一一〇、七〇、一二三、七〇、一二五、九〇、一二、八〇、一四、二〇、一四、五〇

(一) 切身(割賣)

品

種

甲

地城

乙

地城

丙

地城

(一貫につき)

まがじき、しろかわかじき、くろかわかじき

きはだ

まぐろ(五月一八月)

同

(六月一八月)

車切

切身

小賣業者販賣價格の統制額(一貫につき)

(二) 切身(割賣)

品

種

甲

地城

乙

地城

丙

地城

まぐろ(九月一五月)まがじき、しろかわかじき、くろかわかじき

きはだ、めばち

すずき、かんぱち(あかはな)

ひらまさ、まはた、きじはた(おさえはほじはた)あかじき

びんなが、ぼしようかじき

ぶり、まぐろ(六月一八月)

しまあじ、ひらめ、まめわお(達志)

同
正肉 腹皮付
よしきりぎぬ正肉
かすべ
正肉
さめがれい正肉
あおざめ 同

この表で切身とは頭部(えら蓋を含む)内臓、尾部、骨、かま(頭部のつけ根の骨)及び背椎骨を除いたものをいふ。車切とは頭部(えら蓋を含む)内臓、尾部、骨及びがま(頭部のつけ根の骨)を除き、背椎骨をつけてこれを切斷したものをいう。

(三) 切身(小賣)

小賣業者販賣價格の統制額(一貫につき)

品	種	甲 地域	乙 地域	丙 地域
まぐろ(九月一五月)まがじき、しろかわかじき、くろかわかじき		三、五〇	四、一〇	四、二〇
きはだ、めばち		三、三〇	三、八〇	三、九〇
すずき、かんぱち(あかはな)		三、〇〇	三、五〇	三、六〇
ひらまさ、まはた、きじはた(おさえはほじはた)あかじき		二、八〇	三、三〇	三、四〇
びんなが、ぼしようかじき		二、七〇	三、三〇	三、三〇
ぶり、まぐろ(六月一八月)		二、六〇	三、三〇	三、三〇
しまあじ、ひらめ、まめわお(達志)		一、八〇	二、二〇	二、二〇

賣業者販賣價格の統制額とは、卸賣業者又は小賣業者が、それより當該地域においてとの表の品種を引渡す場合の統制額をいう。

生産者若しくは生産者の團体がとの表の品種の加工業者又は直接需要者に對してこの表の品種を販賣する場合は販賣する地域に従いそれより當該地域の卸賣業者販賣價格の統制額の五分引とする。

六、卸賣業者が大口消費者に對して販賣する場合の統制額は、別段の定めがある場合を除き卸賣業者販賣價格の統制額による。

七、この表の統制額には、運賃諸掛りを含む。

八、この表の統制額には荷造包装費（水代を含む）を含む。通樽、通桶、通函又は通籠等の通容器を使用して中味賣する場合の容器の損料及び返送費（回收費を含む）は賣主の負擔とする。

九、生産者若しくは生産者の團体又は卸賣業者がこの表の品種を水面で引き渡す場合の統制額は、その水面

以上を業務購入する者をいう。

十、無頭とは、頭部、尾部、内臓及び皮を除いたものを含む。但しあなご、くろあなご、ぎんあなご及びその他のあらわしを有頭のものを含む。

十一、無頭にしたものゝ統制額は別段の定めのある場合

の外は、その品種の丸の統制額の三割上げとする。但し一級及び二級の魚種についてはこの限りではない。十二、無頭とは頭部（えら蓋を含む）及び内臓を除いたものをいう。

十三、この表の品種で丸のものを切身又は車切りで販賣することを條件として販賣の委託をして場合の統制額は、その引き渡し地におけるその品種の丸の卸賣業者販賣價格の統制額とする。

十四、ゆで物、一握物、その他輕度の加工を施したもの

十五、この表の統制額は、この表に別段の定めのある場合及び物價統制額は、この表に別段の定めのある場合及び物價

十六、この表の品種で形の大又は表わし方の方言により名稱を異にする場合も、それに相當する品種の統制額による。

十七、公認出荷機關が県地域（陸揚地）において公認荷受機關又は加工業者その他の縣知事の指定するものに引渡すときは、甲地（陸揚地）卸賣業者販賣價格の統制額に三分を加算することが出来る。

十八、この表の品種を農林大臣又は縣知事の指圖に従つて海上輸送その他特別の輸送方法によつて消費地に輸送した場合は、この表の統制額に物價廳長官の承認を得た額を加算することが出来る。

△鳥取縣告示第四百二十九號

物價統制令第四條の規定によつて鮮魚介類の販賣價格の統制額を次のように指定し昭和二十二年六月鳥取縣告示第三百二十七號（鮮魚介類の販賣價格指定の件）はこれを廢止する。

昭和二十二年九月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

品種

卸賣業者販賣價格の統制額(一貫につき)小賣業者販賣價格の統制額(百匁につき)

甲地城 乙地城 内地城 甲地城 乙地城 内地城

甲地城 乙地城 内地城 甲地城 乙地城 内地城

一級 とらふぐ(十一月・十二月)もえび、じばえび、すわいがに(ゆでもの)

九三、二〇 一〇五、八〇 一〇七、九〇 一〇、四〇 一一、一〇 一二、五〇

二級 ひれこだい、べいか、しろいか、あわび(一〇〇匁以上のもの)さじえのゆでむきみ

八四、〇〇 九六、〇〇 九八、〇〇 九、五〇 一一、一〇 一二、四〇

三級 きんときだい(へいけだい)ふうせ(こいち)とらえび、あかえび、にたんえび、たいしようえび、するめ

かゆでもの(内臓を抜いたもの)

七四、八〇 八六、一〇 八、八、一〇 八、五〇 一〇、一〇 一〇、三〇

四級 まなづるとらふぐ(四月・十月)おきざわら、あかむつ(五寸以上のもの)

六五、六〇 七六、四〇 七八、二〇 七、六〇 九、〇〇 九、三〇

五級 すわいがに、冲ぎす(にぎす)ひげだい、まなづぐ、ねたりがに(十月・五月)あわび(一〇〇匁未満のもの)

六一、〇〇 七一、五〇 七三、三〇 七、一〇 八、五〇 八、七〇

六級 あかはた(三寸以上)かいわり、その他のふぐ、その他のえび、だす、かんぞうじらめ

五一、八〇 六一、七〇 六三、四〇 六、一〇 や、五〇 七、七〇

七級 へら(きうせん)はたはた(しらはた)うめろ(うめいろ)たがのは、その他のはせび(ひめこだい)

四二、六〇 五一、九〇 五三、五〇 五、二〇 六、四〇 六、六〇

八級 たなご、ひいらぎ、しら、かんだい、ぶだい、しやこ、わなりがに(六月・九月)

三三、四〇 四二、一〇 四三、六〇 四、二〇 五、四〇 五、六〇

九級 ほたるじやほ、はもんぼ、きびなご、てんじくだい、沖うるめ、みそ(かぶ)とえび、あかむつ(五寸未満のもの)

一八、八〇 三七、二〇 三八、四〇 三九、七〇 四、四〇 五、〇〇

十級 すゞめだい、ぶな(海ぶな)いがし、ぱい、あかはた(三寸未満のもの)

五四、五〇 五三、三〇 五三、七〇 五、三、三〇 四、三〇 四、五〇

十一級 うつぼ、けわがき、せ丸、六〇 一七、四〇 二八、七〇 小、二、八〇 三、八〇 四、〇〇

一二級 あんこう、赤子、みずがに、じやもがに

一五、五〇 一五、五〇 二三、八〇 二、三〇 三、三〇 三、五〇

くろ紫(しづ)、すえび(しらえび)いせえび、くまえび(あしあかえび)

九四、二〇 一一五、八〇 一一七、九〇 一〇、五〇 一二、三〇 一二、六〇

なほこ

一九、六〇 三三、三〇 三三、七〇 二、八〇 四、三〇 四、五〇

本表統制額については昭和二十二年九月二十六日鳥取縣告示第四百二十三號附記を適用する。

◇鳥取縣告示第四百二十五號

物價標示第八號(木材の販賣價格指定期)中(一)

の(1)及び(2)の規定により指定地圖を次のように指定し昭

和二十二年九月十日よりこれを適用する。

昭和二十二年六月鳥取縣告示第百五十九號(木材の販賣價格の指定地圖指定の件)はこれを廢止する。

昭和二十二年九月二十六日

鳥取縣知事(西尾愛治)

指定地圖販賣業者販賣價格の統制額の適用を受ける地區

(2) 西伯郡大株津村

賣價格の指定地圖指定の件)はこれを廢止する。

貨物價額金手錶(以下略)、
この表の指定地に於ける業者販賣價格の統制額と併記す。

(二) この表の指定地に於ける業者販賣價格の統制額と併記す。
本支店の指定地内において販賣業者がその店先又は工場

の指定地内において販賣業者がその店先又は工場

にあり、需要者に販賣する場合の統制額と併記す。

附註 全國市制施行地並運賃算定額の並る地域

付 職災、震害及び他の他の災害地にして都道府縣

知事の指定した町村

昭和十八年五月農林省告示第三五十一號第一項第二號の

規定によて次のように指定する。

十一 聖和二十一年九月二十六日文

十二 愛三二治三〇

島取縣知事 西尾

道府縣知事の指定した町村

八頭郡 逢坂村

岩美郡 岩井村 成器村 大茅村 郡村 小田村

八頭郡 東村 岩井町 蕎生村

八頭郡 國中村 船岡村 大伊村 西鄉村 滅岐村

八頭郡 大御門村 軍村 安部村 八東村 丹比村

氣高郡 若櫻町 也田村 上私都村 中私都村

氣高郡 下私都村 大村 佐治村 社村 智頭町

日野郡 木炭

日野郡 逢坂村 全町村

日野郡 岩美郡 米村 成器村 大茅村 郡村 小田村

日野郡 東村 岩井町 蕎生村

日野郡 八頭郡 國中村 船岡村 大伊村 西鄉村 滅岐村

日野郡 大御門村 軍村 安部村 八東村 丹比村

日野郡 若櫻町 也田村 上私都村 中私都村

日野郡 下私都村 大村 佐治村 社村 智頭町

日野郡 木炭

第三條 本會は會長一人、委員若干名で組織する。

鳥取縣燃料需給調整委員會規程

第一條 本會は鳥取縣燃料需給調整委員會と稱し、事務所を鳥取縣廳内におく。

第二條 本會は縣内燃料の需給調整に關する重要事項を調査審議する。

第三條 本會は會長一人、委員若干名で組織する。

岩井町 満生村 上中山村

八頭郡 木炭

第四條 會長は知事を充て、委員は知事これを委嘱する。ある。

第五條 委員の任期は一年とする。但し昭和二十一年度に限り昭和二十三年三月三十一日までとする。

第六條 會長は會務を總理する。

會長事故あるときは、會長の指名する委員がその職務を代理する。

第七條 本會に幹事及書記をおく。

幹事及び書記は會長これを委嘱する。幹事は會長の指揮を受け、庶務を整理し、書記は上司の命を受け庶務に從事する。

彙報

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令)

(昭和二十一年十月二十九日付本欄参照)

昭和二十一年八月十三日以降本件に關係せる官報登載

連合國最高司令官發

日本政府宛 覚書は左記の通りで

昭和二十一年九月三十六日印刷 鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)

昭和二十二年九月二十六日發行 鳥取縣公報 (第三種郵便物認可)